

伸縮継手の現状検査に関する改正の解説

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている「伸縮継手の現状検査」に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、鋼船規則検査要領B編及び高速船規則検査要領が改正されている。なお、本改正は2026年1月1日以降に申込みのあった定期的検査に適用される。

2. 改正の背景

IMOでは、SOLAS条約等の条約及び関連するコードによる検査について、「検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく検査ガイドライン」を策定している。また、IACSでは、IACS統一規則Z1において、当該ガイドラインに示される検査項目の中から船級要件として必要と考えられる要件を定めており、本会は、IACS統一規則Z1に基づき、関連規定を本会規則に取り入れている。

2023年12月に開催されたIMO第33回総会において、最新の条約及びコードの要件に合致した検査項目とするよう当該ガイドラインの改正が行われ、IMO決議A.1186(33)として採択された。これに関連して、IACSは統一規則Z1の見直しを行い、2024年9月にIACS統一規則Z1(Rev.10)として採択した。

このため、IACS統一規則Z1(Rev.10)に基づき、伸縮継手の現状検査に関する規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則検査要領B編B3.3.1及び高速船規則検査要領2編3.6.1において、年次検査における現状検査の対象を、「海水系統の伸縮継手」から「船側貫通部及び非金属製伸縮継手が最上位の喫水線より下方に位置する場合」の「非金属製伸縮継手」に改めた。また、当該伸縮継手に関する整備記録の確認を検査項目に加えた。

なお、これらは、SOLAS条約II-1章26規則9の規定に対応しており、「整備記録の確認」では、当該規定にいう製造者の推奨する間隔で非金属製伸縮継手が交換されたことの記録などを確認することを意図している。